

## 5 介護・医療連携推進会議の開催

介護保険法の改正に伴う地域密着型サービスの創設に伴い、平成 18 年度から事業所ごとに運営推進会議の設置が義務づけられ、事業所指定の要件にもなっています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におかれましては、利用者や地域住民の代表者等に対して、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として運営推進会議に代わり「介護・医療連携推進会議」を設置するものであり、地域の理解と支援を得るための貴重な機会となります。

なお、委員等の選定にあたっては、必要に応じて事業所が所在する区役所と調整を図ってください。

### 1 介護・医療連携推進会議の概要

#### (1) 開催単位

利用者のプライバシー確保の観点から、原則、事業所単位で会議を設置。

#### (2) 開催頻度

おおむね 6 月に 1 回以上。

#### (3) 委員構成（委員数は下記ア～エまでの各分野から 1 人以上、計 5 人以上とする。）

ア 利用者又は利用者の家族

イ 地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）

ウ 地域の医療関係者（医師・医療ソーシャルワーカー等）

エ 当該サービスに知見を有する者

オ 市の職員（当該事業所等が所在する区の職員を含む）又は当該事業所等を管轄する地域包括支援センターの職員

#### (4) 内容

委員に活動状況報告をし、その評価を受ける。また要望・助言を聴く。

#### (5) テレビ電話装置等の活用について **《令和 3 年度制度改正部分》**

感染症の発生及びまん延等防止の観点から、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等を活用することについて当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

#### (6) 合同開催について

介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。

イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所

であっても差し支えないこと。

八 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

二 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。

## 2 実施報告について

(1) 介護・医療連携推進会議を設置した事業者は、速やかに「介護・医療連携推進会議設置報告書」(第1号様式)を健康福祉局介護事業指導課に提出する。

(2) 介護医療連携推進会議開催後は、「活動状況報告書」(第2号様式)及び「介護・医療連携推進会議開催報告書」(第3号様式)を各区の高齢・障害支援課へ提出する。

## 3 自己評価及び外部評価について

### 1 趣旨

自己評価及び外部評価は、介護・医療連携推進会議を活用して行うことで、サービスの質の客観性を高め、サービスの改善及び質の向上を図ることを目的としています。

利用者へのサービス提供にあたっては、事業所がこのような取組を行うことが必要であることについて職員に対して十分に意識づけを図ることが重要です。

### 2 実施頻度

年1回以上(新規指定を受けた事業所は、指定年度の翌年度から開始)

### 3 評価の流れ

#### (1) 自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価欄」を活用します。

管理者や計画作成責任者が一人で作成するものではなく、全ての職員が参加し、それぞれの考えや実践、項目に関する捉え方の違いなどを話し合います。その中から改善の方策を考えます。この作業が、事業所のコミュニケーションの場となることで、ともに育ちあう機能を果たすものです。

#### (2) 外部評価

外部評価は、市町村職員や地域包括支援センターをはじめ地域住民等が参画する介護・医療連携推進会議で行います。(外部評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員の参加は必須です。)ここでも、ともに話し合うプロセスを大事にしています。

外部評価は、「できている」「できていない」という結果のみで判断するだけでなく、まず事業所が真摯に自らの取り組みを振り返り、質の向上を図っているかを確認します。そのうえで、「地域」が日頃感じていることと事業者自身が考えることの違いについて話し合うプロセスを通して、事業所の課題や今後の進むべき方向を見出すことを外部評価としています。

介護・医療連携推進会議のメンバーは、福祉や介護の専門家だけではありません。事業所は、事業所自己評価について検討した内容と改善の計画を、専門的な言葉で表現するのではなく、日ごろ行っていることを誰にでも分かりやすく伝えることが求められます。

また、介護・医療連携推進会議のメンバーからの評価は、立場で視点が違う場合もあります。メ

ンバーからの様々な意見や提案などに介護保険事業者としての倫理観を持って応えていくことも大切な取組です。サービスの質の向上とともに、地域の皆様の介護に対する認識を変えていく取組みにもなります。

### (3) サービス評価まとめ

事業所は、介護・医療連携推進会議で検討した結果を「外部評価コメント」欄に記入します。

「自己評価・外部評価 評価表」が完成したら、次回の介護・医療連携推進会議で報告し、評価を確定します。また、出席した市町村・地域包括支援センター等にも確認します。

### (4) サービス評価の提出

評価の確定後、1か月以内に介護事業指導課へ結果を提出(郵送)します。

#### 【提出書類】

- ・評価結果提出届(兼受理書)
- ・自己評価・外部評価 評価表
- ・返信用封筒

#### 【提出先】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階

健康福祉局介護事業指導課 あて

※内容確認後、評価結果提出届(兼受理書)に収受印を押印して返送します。

### (5) 評価結果の公表

次の方法により公表してください。

- ①利用者及びその家族に対して手渡し又は郵送
  - ②「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
  - ③法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示
- また、(4)により提出された評価結果は、介護事業指導課から区役所及び地域包括支援センターにも送付し、窓口で閲覧できるようにします。

### (6) さいごに

サービス評価は、自らを振り返り、改善課題を確実に実行していくことが目的です。そして、介護・医療連携推進会議での外部評価は、地域と共にステップアップしていくプロセスです。

この取り組みを通して、地域の皆さんと共に、地域から必要とされる事業所作りを目指しています。

**介護・医療連携推進会議報告様式及び自己評価・外部評価に係る各様式は、本市ホームページからダウンロードできます。**

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>地域密着型サービス関連>自己評価及び外部評価（第三者評価）について  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/jikohyoka-gaibuhyoka.html>

小規模多機能型居宅介護における自己評価・外部評価 業務フロー図

